6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向上等のために講ず る措置

(1) サービス提供に係る人材の研修等

県は、指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、相談支援専門員、 サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などに対する研修事業を実施し、 指定障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上を計画的に図っていき ます。

研修事業の実施に当たっては、利用者の意思表示に基づく支援を行うため、 支援を行う側と支援を受ける側との共通理解を図り、実際の支援の場での適切 な対応に生かしていくよう、障害者等や家族の視点に立った講義を盛り込むな ど、県独自の視点からカリキュラムの充実を図ることとします。

さらに、グループホーム等の職員を対象とした支援技術の向上を図るための研修、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者ホームヘルパーの養成等を行う研修、相談支援従事者等の養成・確保を推進する研修など、独自に取り組んでいる人材養成事業も含めて、サービス提供人材の確保と資質の向上を図っていきます。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査

福祉サービス利用者が安心して質の高いサービスを利用できるよう、サービス利用者の保護とサービスを担う事業者等の健全な発展を図るため、県は、事業者等に対して、指定基準等を遵守するよう必要な指導や監査を行います。

(3) 障害者等の権利擁護の推進

ア 権利擁護相談体制づくりの推進

「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用の促進を 図ります。また、神奈川県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助事 業や福祉サービスに関する苦情相談に対応する「かながわ福祉サービス運営 適正化委員会」の運営等を支援します。

イ 障害保健福祉圏域における権利擁護の推進

県は、障害保健福祉圏域における相談支援のネットワークの構築を図るため、県全体の自立支援協議会に加え、複数の市町村にまたがる5つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置しています。

圏域自立支援協議会においては、その機能の一環として、各障害保健福祉 圏域における権利擁護の推進を図っていきます。

(4) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、神奈川県障害者自立支援協議会のもとに、権利擁護部会を設置し、障害者虐待の未然防止及び虐待を受けた障害者への支援の取組みなどについて検討を行うとともに、神奈川県障害者権利擁護センターの機能を設け、虐待防止に向けたしくみづくりを推進します。

また、6 (1) に記載したグループホーム等の職員を対象とした研修の中では、支援技術の向上と合わせて、人権意識に関する内容にも重点を置き、職員の意識啓発に努めています。

(5) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

評価機関の認証、評価調査者の養成、評価結果の公表等を担う「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の運営を支援することにより、福祉サービスの第三者評価を推進します。

7 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア 「かながわ障害者計画」の理念の具体化

県は、地域生活支援事業の柔軟性を生かしながら、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念として、障害者の自立及び社会参加を推進するため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、県が取り組むべき施策の基本的な方向を定め、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

イ 施策推進の方向

(ア)「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目したサービスの提供

事業の性質上利用者が限定されるものを除き、基本的には、障害者等が「どの障害種別に該当するか」ではなく、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から「必要な人に必要なサービスを」提供していきます。

(イ) 発達障害や高次脳機能障害への対応

発達障害者や高次脳機能障害については、「生きにくさ・暮らしにくさ」 に対応した福祉サービスを利用できるよう、広域的、専門的な立場から支援します。

(ウ) 市町村と県の重層的な支援体制の構築

本県独自の取組みとして、障害保健福祉圏域レベルでの支援を強化する ことにより、市町村、障害保健福祉圏域、県全体という、市町村と県の連 携による重層的な支援体制を構築していきます。

ウ 市町村の地域生活支援事業との役割分担

市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項は、各市町村の障害福祉計画に定められますが、障害者等の地域生活についての一般的な支援は市町村が行い、県は専門的、広域的な支援や人材育成などを主な役割とします。

なお、地域生活支援事業については、原則として大都市特例の適用がありませんが、従来、政令市等が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き政令市等が実施した方が適切と思われる事業については、事業の実施を委託することにより円滑な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

第4期障害福祉計画では、平成27年度から平成29年度までの各年度における県が実施する地域生活支援事業の量の見込みを定めます。

ア 専門性の高い相談支援事業

(ア)発達障害者支援センター運営事業

自閉症などの発達障害がある人への専門的な支援を行うために県立中井やまゆり園に設置した発達障害支援センター「かながわA(エース)」において、発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体などと連携して発達障害児者及びその家族を支援します。

また、身近な地域で発達障害に係る支援が行われるよう市町村や相談支援事業者等に対する支援の充実を図ります。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所
利用見込者数	1,200 人	1,200 人	1,200人

[政令市(横浜市・川崎市・相模原市)については、別途実施されます。]

県は、身近な地域で発達障害に係る支援が行われるよう、市町村や相談 支援事業者等に対する支援の充実に努めており、地域の相談支援事業者が 相談に応じるケースも増えてきています。こうしたことを踏まえ、利用者 数を見込みました。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

障害者が、より自立した職業生活を送れるよう、障害者就業・生活支援 センターにおいて、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携 のもとで、就職や職場定着など就業面への支援とともに、日常生活の自己 管理や住居に関する助言など生活面への支援を一体的に行います。

第3期障害福祉計画の国の基本指針では、中長期的に、すべての障害保健福祉圏域に1か所ずつ障害者就業・生活支援センターを設置することを目指すとされていることを踏まえ、県内すべての障害保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を行いました。

引き続き、障害者の就労支援及び生活支援に対応するため、関係機関との連携を密に図り、きめ細やかな支援を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	8 か所	8 か所	8 か所

[障害者就業・生活支援センターについて]

障害者就業・生活支援センターは、本県の地域就労援助センターの取組みを参考にして、国が障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき制度化したものです。

(ウ) 高次脳機能障害支援普及事業

神奈川県総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害者に対する 支援拠点機関として位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談 支援や研修事業などを実施します。

また、高次脳機能障害者に対する支援は、支援拠点機関と地域の支援機関との連携が重要であることから、神奈川県総合リハビリテーションセンターを中心に、横浜市、川崎市、相模原市など各地域の相談支援機関や就労支援機関など、様々な関係機関が参加する連携、調整のための組織を通じ、地域支援ネットワークの充実や支援提供体制のさらなる整備に向けた検討を進めていきます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所
実利用見込者数 (相談支援)	600 人	600 人	600 人

(エ) 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、県立総合療育相談センターの療育機能の充実を図るとともに、地域の療育機関に対する定期的な巡回支援や個別・集団による療育指導等を通じ、市町村や療育機関との重層的な連携のもとに療育支援を行っていきます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所

[政令市、中核市については、別途実施されます。]

イ 広域的な支援事業

(ア) 相談支援体制整備事業等

① 神奈川県障害者自立支援協議会

県全体の相談支援体制等の整備を図るため、神奈川県障害者自立支援協議会を設置し、市町村や圏域自立支援協議会と連携して重層的な相談支援体制を確保していきます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所

② 相談支援体制整備事業(圏域自立支援協議会)

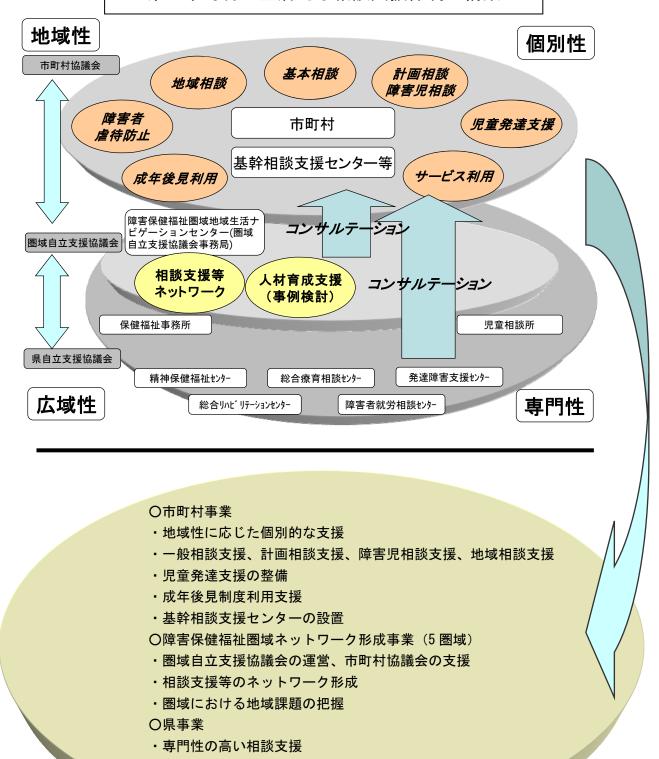
5つの障害保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、市町村の重層 的な相談支援体制を確保していきます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	5 か所	5 か所	5 か所

〔圏域自立支援協議会の設置圏域〕

圏域自立支援協議会は、障害保健福祉圏域が複数の市町村にまたがる横 須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央及び県西の5つの障害保健福祉圏 域に設置しています。

県と市町村の重層的な相談支援体制の構築



*コンサルテーション…専門機関による個別事例に対する診断、技術的助言等

・広域的な対応が必要な支援

· 人材育成 等

(イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害者の地域移行支援に係る地域の体制整備に向けた課題整理のため、医療、福祉、地域の行政等の関係者による協議の場を設けます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催見込回数	1 回	1 回	1 回

② 地域移行·地域生活支援事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ピアサポーター 見込数	50 人	50 人	50 人

③ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害派遣精神医療チームの体制整備について検討するために、4県市 で開催予定です。

なお、体制整備がされることにより会議の開催回数は減少していきます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催見込数	6 回	4 回	2 回

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者介護給付等の 事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員等に対 する研修を行い、資質の向上を図ります。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講見込者数	300 人	300 人	300 人

(イ) 相談支援従事者研修事業

相談支援専門員の資格要件として相談支援事業に従事する者に対し、相 談技術の習得を目的とした初任者研修及び日常の相談業務の検証等を目 的とした現任研修を行うことにより相談支援に係る人材養成を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講見込者数	800 人	800 人	600 人

(ウ) サービス管理責任者研修事業

サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために事業所や施設に配置されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成見込者数	650 人	650 人	650 人

(エ) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

市町村の地域生活支援事業である意思疎通支援事業のために必要な専門性の高い人材を確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成するとともに、スキルアップのための現任研修事業を実施します。

手話通訳者養成研修事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成見込者数	20 人	20 人	20 人

要約筆記者養成研修事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成見込者数	35 人	35 人	35 人

[政令市・中核市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)については、別途実施されます。]

(オ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚障害と聴覚障害が重複している盲ろう者の通訳・介助員派遣事業を 担う通訳・介助員を養成するとともに、養成した通訳・介助員のスキルア ップのための現任研修事業を実施します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成見込者数	30 人	30 人	30 人

(力) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 事業

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講見込者数	100 人	100 人	100 人

(キ) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業

強度行動障害を有する者に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の 作成ができる職員の人材育成を進めます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講見込者数	50 人	50 人	50 人

エ その他自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業

(ア) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練事業

オストメイト (人工肛門、人工膀胱を造設している人) に対するストーマ用装具や社会生活に関する講習を行うことにより、社会参加を促進します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	8 か所	8 か所	8 か所
受講見込者数	1,000人	1,000人	1,000人

② 音声機能障害者発声訓練事業

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人に対して発声訓練を行うことにより、社会参加を促進します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	3 か所	3 か所	3 か所
利用見込者数	3,000 人	3,000 人	3,000 人

③ 障害者歯科診療体制推進事業

歯科医師・歯科衛生士を対象に、障害者の診療に必要な知識・技術修得のための研修を実施します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込者数	210 人	210 人	210 人

(イ) 情報支援等事業

① 手話通訳設置事業

聴覚障害者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者を配置します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所

②手話通訳者·要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、市町村域を超えた広域 的な派遣等について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

手話通訳者派遣事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込件数	280 件	280 件	280 件

要約筆記者派遣事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込件数	160 件	160 件	160 件

③ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に通訳・介助員を派遣してコミュニケーション及び移動等の

支援を行うことにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込件数	2,200 件	2,200件	2,200 件

④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

聴覚障害者等が自立した日常生活・社会生活を行うことができるようにするため、市町村域または都道府県域を越えた派遣について、市町村相互の調整を行います。

(ウ) 障害者 I T 利活用推進事業

① 障害者 I Tサポートセンター運営事業

障害者等に対応したIT機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、ITに係る相談等により、障害者の社会参加を促進します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所	

② パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者等のパソコン利用を支援するパソコンボランティアの養成等を 行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所

(工) 社会参加促進事業

① 障害者社会参加推進センター運営事業

障害者等自らが社会参加促進施策を実施する神奈川県障害者社会参加 推進センターを運営し、情報収集・提供事業、研修会等開催事業及び普 及啓発・社会参加促進事業を行います。

社会参加推進センター運営事業については、県が実施するほか、これまで事業を実施してきた横浜市、川崎市に委託することにより、事業の継続性等に配慮しながら3か所で実施することとします。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	3 か所	3 か所	3 か所

② 身体障害者補助犬給付事業

身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬 法等に規定された訓練事業者に対し、身体障害者補助犬の育成給付を行 う事業を委託することにより、身体障害者に身体障害者補助犬を給付し ます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
給付見込者数	3 人	3 人	3 人	

③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強、 交流、余暇の活用等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進 する取組みを行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込か所数	3 か所	3 か所	3 か所

(才) 権利擁護支援

障害者虐待防止対策事業

障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者を支援する人材を養成する ための研修を開催するとともに、県が機能を持つ障害者権利擁護センタ 一の法的専門性を確保します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1か所	
受講見込者数	100 人	100 人	100 人	

(3) 各事業の見込量の確保のための方策

ア 県がこれまで行ってきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などに係る 各種の取組みを基礎に、地域生活支援事業として一層の充実を図ります。

- イ 障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)が施行される以前から、政 令市等が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き政令市 等が実施した方が適切と思われる事業については、事業の実施を委託するこ とにより円滑な実施を図ります。
- ウ 県及び圏域自立支援協議会等を通じ、様々な分野の専門家などの意見を聴きながら、障害保健福祉圏域の地域特性等に配慮した事業展開を図ります。
- エ 「かながわ障害者計画」で示した障害者等の地域生活を支える理念を広く 共有し、障害者等、家族、支援者などとの協働により地域生活支援事業の発 展を目指します。

【県の地域生活支援事業の一覧】

	事業名	見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ア	専門性の高い相談支援事業				
	(ア) 発達障害者支援センター	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	運営事業	利用者数	1,200人	1,200人	1,200 人
	(イ) 障害者就業・生活支援 センター事業	実施か所数	8 か所	8か所	8 か所
	(ウ) 高次脳機能障害支援普及	実施か所数	1 か所	1か所	1か所
	事業	相談支援者数	600 人	600 人	600 人
	(エ) 障害児等療育支援事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
1	広域的な支援事業				
	(ア) 相談支援体制整備事業等				
	①神奈川県障害者自立支援 協議会	実施か所数	1 か所	1か所	1か所
	②相談支援体制整備事業(圏域自立支援協議会)	実施か所数	5 か所	5 か所	5 か所
	(イ) 精神障害者地域生活支援	広域調整等事業			
	①地域生活支援広域調整会 議等事業	開催数	1 回	1 回	1 回
	②地域移行· 地域生活支援事業	ピアサポーター数	50 人	50 人	50 人
	③災害派遣精神医療チーム 体制整備事業	開催数	6 回	4 回	2 旦
ウ	サービス・相談支援者、指導	尊者育成事業			
	(ア) 障害支援区分認定調査員 等研修事業	受講者数	300 人	300 人	300 人
	(イ) 相談支援従事者研修事業	受講者数	800 人	800 人	600 人
	(ウ) サービス管理責任者研修 事業	養成者数	650 人	650 人	650 人
	(エ) 手話通訳者・	養成者数 (手話)	20 人	20 人	20 人
	要約筆記者養成研修事業	養成者数 (要約筆記)	35 人	35 人	35 人
	(オ) 盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業	養成者数	30 人	30 人	30 人
	(カ) 強度行動障害支援者養成 研修(基礎研修)事業	受講者数	100人	100 人	100 人
	(キ)強度行動障害支援者養成 研修(実践研修)事業	受講者数	50 人	50 人	50 人

	事業名	見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
エ	その他自立した日常生活また	とは社会生活	を営むために	必要な事業	
	(ア) 日常生活支援				
	①オストメイト社会適応	実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所
	訓練事業	受講者数	1,000人	1,000人	1,000人
	②音声機能障害者発声訓練	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	事業	利用者数	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	③障害者歯科診療体制推進 事業	利用者数	210 人	210 人	210 人
	(イ) 情報支援等事業				
	①手話通訳設置事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	②手話通訳者	利用件数	280 件	280 件	280 件
	要約筆記者派遣事業	利用件数	160 件	160 件	160 件
	③盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	利用件数	2,200件	2,200件	2,200件
(ウ) 障害者 I T利活用推進事業					
	①障害者 I T サポートセンター運営事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	②パソコンボランティア 養成・派遣事業	実施か所数	1か所	1か所	1 か所
	(工) 社会参加促進事業				
	①障害者社会参加推進 センター運営事業	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	②身体障害者補助犬給付 事業	給付者数	3 人	3 人	3 人
	③スポーツ・レクリエーショ ン教室開催等事業	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	(才) 権利擁護支援				
	障害者虐待防止対策事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
		受講者数	100 人	100 人	100 人

8 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

(1) 障害福祉計画の期間

国の基本指針により、障害福祉計画は、3年を1期として作成することとされているため、第4期障害福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までとします。

(2) 見直しの時期

第4期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要 に応じ、計画内容の見直しを行うこととします。

9 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画におけるサービス見込量や成果目標など計画の達成状況については、PDCAサイクルを活用し、各年度において、神奈川県障害者施策審議会及び県自立支援協議会に報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果に基づいて、必要な見直しを行い、計画達成のための施策を充実するよう努めるものとします。

[PDCAサイクル]

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画 (Plan) →実行 (Do) →検証 (Check) →改善 (Action) の流れを、計画に生かしていくプロセスのことをいいます。